

## 身体・知的障害者相談支援部会 実績報告

### 1 開催回数

令和元年度 2回開催

【第1回】令和元年8月27日（火） 医師会館

- ・身体・知的障害者相談支援部会報告
- ・相談支援事業所運営費等助成について

【第2回】令和2年3月9日（月） ウェルピアかつしか ひがほりめもりあるほーる

- ・身体・知的障害者相談支援部会報告
- ・身体・知的障害者相談支援の課題について

### 2 部会員の構成

区職員13人、障害者施設法人代表者23人

5頁「身体・知的障害者相談支援部会員一覧」のとおり

### 3 報告事項

(1) 相談支援事業における事業所の現状報告

○相談支援事業所数

特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所両方指定あり：19事業所  
(2事業所は休止中)

特定相談支援事業所のみ：24事業所 うち区立：5事業所  
(1事業所は休止中)

○相談支援専門員数76人 うち区立：14人

常勤専任：11人 非常勤専任：5人

常勤兼務：54人 非常勤兼務：6人

○指定障害種別

複数障害種別の指定を受けている事業所：22箇所

単独指定の事業所：21箇所

(2) 相談支援専門員研修会の開催報告

(ア) 対象事業所数：43事業所

(イ) 開催回数：10回

(ウ) 参加人数：延べ310人 ※1回につき平均約31人

(エ) 主な内容

- ・制度の説明・支援計画等の作成の仕方と留意点
- ・テーマ別グループワーク・事例検討会
- ・インシデントプロセス法による学習会
- ・ロールプレイ・ワールドカフェによる検討会
- ・施設見学会・講演会

## 身体・知的障害者相談支援部会の課題と今後の方向性

### 1 課題

#### (1) 相談支援専門員の確保

葛飾区の相談支援専門員の総数は76人で、43事業所の平均人員は1.8人と少ない。相談支援専門員は5年以上の実務経験を要し、かつ初任者研修を受ける必要がある。また、相談支援専門員の資格は5年ごとに現任研修を受ける必要があり、職場の異動等でその時期に相談支援から離れ研修を受けないと資格が失効することから、継続した研修受講が資格保持のために必要不可欠となる。さらに令和2年度は研修の受講日数・内容が増える。今後の計画・障害児相談及びモニタリングの充実を図るためにも相談支援専門員の継続及び増員が急務である。

#### (2) 相談支援事業所運営費等助成事業について

障害者が必要なサービスをより安心して利用することができるよう、サービス等利用計画の作成を促進するため、相談支援事業所運営費等助成事業を行っている。

令和元年度には、2箇所の事業所が本事業を利用し、計画相談の支援を行っているが、更に本事業を利用する事業所を増やすために、本部会等において更なる周知を行う必要がある。

#### (3) 相談支援専門員研修会(以下「サロン」)への参加者数の減少

サロンに参加する相談支援専門員については、施設代表者や生活支援員との兼務の方が多く、参加が困難な場合があるため、開催回数や内容について検討を要する。

#### (4) 関係機関の連携と身体・知的・精神障害の三障害の一体的な支援

事業所の障害種別の申請状況をみると、複数障害種別の指定を申請している事業所は22箇所で、三障害の相談に応じる事業所は12箇所にとどまっている。

### 2 今後の方向性

#### (1) 相談支援事業所運営費等助成事業の継続及び相談支援専門員の確保

相談支援事業所運営費等助成事業を改正し、相談支援事業所が利用しやすいよう、利用要件及び手続き方法等の見直しを行った結果、新規事業所が参入を予定している。今後も、より多くの事業所が利用できるよう検討を重ね、相談支援事業所運営費等助成事業を推進していく。

また、東京都の初任者研修、現任研修等の周知を徹底し、相談支援専門員の継続及び増員を図っていく。

#### (2) サロンの充実や新たな取組

サロンを実行委員会形式として、多職種連携を年間テーマに、専門的な研修の企画を行うと同時に、プラン作成に関する技術的な学習やサービス支給に関する法令改定など最新状況の報告、講習会などを行う。また、今後も、研修会を精神障害者相談支援部会と合同で行い、どのような障害種別にも応じられる事業所を増やしていく。また、指定に関しては区への申請となっているので、事業所に周知していく。

## 令和元年度 相談支援専門員研修会 実績報告

### テーマ:「多職種連携」

|   | 開催日           | 参加人数 | テーマ・内容   | 場所                                    |
|---|---------------|------|--|---------------------------------------|
| 第1回   | 4月11日<br>(木)  | 36人  | ・障害福祉サービス、相談支援について、先輩から後輩へグループごとにフリートークの中で新規の利用計画作成で大切なことを学びました。                   | 区役所<br>7階会議室                          |
| 第2回   | 5月23日<br>(木)  | 34人  | ・障害福祉サービス、相談支援について、先輩から後輩へ事例をもとにグループごとにアセスメントから将来像やサービスを検討しました。                    |                                       |
| 第3回   | 6月18日<br>(火)  | 30人  | ・「多職種に学ぶ♪～計画の立て方から業務内容まで～」各グループごとに計画やモニタリング、細かい業務の内容等をキーワードごとにフリートークを通して共有しました。    | 医師会館<br>講堂                            |
| 第4回   | 7月23日<br>(火)  | 28人  | ・～インシデントプロセス法を用いた仮想事例検討～インシデントプロセス法を用い、事例検討をすると共に、解決策やアプローチ方法をロールプレイで発表しました。       |                                       |
| 第5回   | 9月24日<br>(火)  | 26人  | ・話題カードを活用し、情報交換<br>区内で利用することのできる様々な社会資源や多職種の職務内容等を学びました。                           |                                       |
| 第6回   | 10月29日<br>(火) | 29人  | ・事例検討<br>第6回では第5回の内容を踏まえ事例検討を行いました。  |                                       |
| 第7回   | 11月28日<br>(木) | 39人  | ・区内施設見学会<br>ウェルピアかつしかの見学、社会福祉協議会の説明等を行いました。  | ウェルピア<br>かつしか<br>ひがまり<br>めもりある<br>ほーる |
| 第8回   | 12月19日<br>(木) | 24人  | ・1月の学習会の事前学習<br>ワールドカフェ方式を用いて燃えつきないための予防方法を探りました。                                  |                                       |
| 第9回   | 1月27日<br>(月)  | 41人  | ・保健予防課と合同研修会<br>「仕事で燃えつきないために～対人援助職のメンタルヘルスケア～」(株式会社アスク・ヒューマン・ケア研修相談センター 所長 水澤都加佐) | 健康プラザ<br>かつしか<br>大ホール                 |
| 第10回  | 2月6日<br>(木)   | 23人  | ・講演会<br>「作業療法と多職種連携～高次脳機能障害を例に～」<br>(千葉県保健医療大学 准教授 作業療法士 藤田佳男)                     | ウェルピア<br>かつしか<br>ひがまり<br>めもりある<br>ほーる |
| <p>通年:ライフステージごとに課題と解決策をまとめた年表形式のパンフレットの改訂を検討し、11月28日の区内施設見学会の中でグループ討議も行いました。次年度に引き続き行う予定です。</p> |               |      |  |                                       |

## 令和元年度相談支援専門員研修会 参加者の声・相談支援専門員が抱える課題

### (1) 各サロンでの意見・感想（一部抜粋）

#### ◆第1回

・障害分野でも子ども、大人、精神・知的・身体では計画作成において重要なことが変わる。ただし、共感、傾聴や、何が困っているかを聞く、保護者だけではなく本人や他職種の意見を聞くなど、大切なことは変わらないと感じた。

#### ◆第2回

・ゴールはご本人の幸せという視点が大切だと改めて思った。

#### ◆第3回

・計画の目標等共通で同じ悩みがあり、具体的な目標の立て方など参考になった。

#### ◆第4回

・一つの事例でも視点によって色々なアプローチの仕方があることを学んだ。  
・インシデントプロセス法のと、ロールプレイをすることで緊迫感も高まり、話も深まった。

#### ◆第5回

・今まで関わった事の無い職種の方とお話できて勉強になった。

#### ◆第6回

・多職種連携をする為のつなぎ役としての役割も相談支援専門員にはあるなと思った。支援マップの作成も良いと思う。

#### ◆第7回

・様々な事業所があり、それぞれに合った活動内容を行っている事が改めて分かり、活動内容や配慮を検討するのどれだけ大変なものなのだろうと感じた。  
・社会福祉協議会では、本当に様々な事業をされていて驚いた。勉強になった。

#### ◆第8回

・考えていること、思っていること、これからの事など共感することができて、“一人ではないのだ”と心強かった。みんなの仕事に対するエネルギーを感じた。

#### ◆第9回

・対人援助支援という仕事は、誰でもできるものであり、理解されにくいものだったので、今回、仕事に対して心強い言葉を頂けて嬉しかった。

#### ◆第10回

・作業療法士の専門性がとても幅広いことを知り驚いた。医学～生活を広い視点で考える。普段の業務に生かしていきたいと思う。

### (2) 葛飾区相談支援専門員の抱える問題（一部抜粋）

◆本人や家族の問題の多様化・複雑化・高齢化、関係作りの難しさ

◆相談支援を行う中での困りごとの複雑化・多様化（関係機関が多い・サービス不足・整備や人手不足・制度の理解の難しさ）

## 令和元年度 身体・知的障害者相談支援部会員一覧

| No. | 役職等              | 所属法人等                        |
|-----|------------------|------------------------------|
| 1   | 部会長(令和元年10月4日まで) | 葛飾区 福祉部 障害援護担当課長             |
| 2   | 副部会長             | 葛飾区 福祉部 障害福祉課長               |
| 3   |                  | 葛飾区 福祉部 障害者施設課長              |
| 4   |                  | 葛飾区 健康部 保健予防課長               |
| 5   |                  | 葛飾区 子育て支援部 子ども家庭支援課長         |
| 6   | 指定特定相談支援事業所代表者   | 社会福祉法人 かがやけ福祉会               |
| 7   | 指定特定相談支援事業所代表者   | 社会福祉法人 手をつなぐ福祉会              |
| 8   | 指定特定相談支援事業所代表者   | 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会           |
| 9   | 指定特定相談支援事業所代表者   | 社会福祉法人 武蔵野会                  |
| 10  | 指定特定相談支援事業所代表者   | 社会福祉法人 原町成年寮                 |
| 11  | 指定特定相談支援事業所代表者   | 特定非営利活動法人 未来空間ぼむぼむ           |
| 12  | 指定特定相談支援事業所代表者   | 社会福祉法人 東京コロニー                |
| 13  | 指定特定相談支援事業所代表者   | 特定非営利活動法人 むう                 |
| 14  | 指定特定相談支援事業所代表者   | 株式会社 フタパ介護サービス               |
| 15  | 指定特定相談支援事業所代表者   | 社会福祉法人 章佑会                   |
| 16  | 指定特定相談支援事業所代表者   | 特定非営利活動法人 おおぞら会              |
| 17  | 指定特定相談支援事業所代表者   | 特定非営利活動法人 SIEN               |
| 18  | 指定障害児相談支援事業所代表者  | 社会福祉法人 のゆり会                  |
| 19  | 指定障害児相談支援事業所代表者  | 特定非営利活動法人 葛飾幼児グループ           |
| 20  | 指定障害児相談支援事業所代表者  | 特定非営利活動法人 風の子会               |
| 21  | 指定特定相談支援事業所代表者   | OTAメディカル株式会社                 |
| 22  | 指定障害児相談支援事業所代表者  | 日本福祉研究所株式会社                  |
| 23  | 指定特定相談支援事業所代表者   | 合同会社 みやざきケアプランニング            |
| 24  | 指定特定相談支援事業所代表者   | 特定非営利活動法人 にじいろ               |
| 25  | 指定特定相談支援事業所代表者   | 有限会社 ケアシス                    |
| 26  | 指定特定相談支援事業所代表者   | 合同会社 キャンパワー                  |
| 27  | 指定特定相談支援事業所代表者   | 一般社団法人 かがやき                  |
| 28  | 指定特定相談支援事業所代表者   | シンビオシス株式会社                   |
| 29  |                  | 葛飾区 福祉部 障害福祉課 審査係長           |
| 30  |                  | 葛飾区 福祉部 障害福祉課 援護係長           |
| 31  |                  | 葛飾区 福祉部 障害福祉課 相談係長           |
| 32  |                  | 葛飾区 福祉部 障害者施設課 地域活動支援係長      |
| 33  |                  | 葛飾区 福祉部 障害者施設課 通所施設係長        |
| 34  |                  | 葛飾区 福祉部 障害者施設課 発達支援第一係長      |
| 35  |                  | 葛飾区 健康部 保健予防課 保健予防係長         |
| 36  |                  | 葛飾区 子育て支援部 子ども家庭支援課 発達相談担当係長 |
| 37  | 事務局              | 葛飾区 福祉部 障害福祉課 相談係長           |
| 38  | 事務局              | 葛飾区 福祉部 障害福祉課 相談係            |
| 39  | 事務局              | 葛飾区 福祉部 障害福祉課 相談係            |

## 身体・知的障害者相談支援部会設置要領

平成26年4月6日

26葛福障第27号

福祉部長決裁

### (設置)

第1条 葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱(平成19年3月30日付18葛福障第931号区長決裁。以下「要綱」という。)第7条の規定に基づき、身体・知的障害者相談支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 部会は、要綱第2条第1項第2号及び第3号に係る次の事項を所掌する。

- (1) 計画相談支援及び障害児相談支援(以下「相談支援」という。)に関する事。
- (2) 指定相談支援事業所との連絡・調整に関する事。
- (3) 困難事例の相談支援に関する事。
- (4) その他相談支援を実施する上で必要な事項

### (構成)

第3条 部会は、別表に掲げる者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

### (会長等)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、障害援護担当課長とする。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 4 副部会長は、障害福祉課長とする。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の内容に応じて、部会員の中から必要な者に限定して招集することができる。

### (部会員以外の者の出席等)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は部会員以外の者から資料の提出を求めることができる。

### (分科会)

第7条 部会長は、第2条の所掌事項のうち、専門的な事項を協議するために分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、葛飾区障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）会長に対し、部会における作業等の内容を報告するとともに、協議会において部会の実績を報告する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、障害福祉課相談係が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項及び分科会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年4月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月11日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

|                            |      |
|----------------------------|------|
| 福祉部障害援護担当課長                | 部会長  |
| 福祉部障害福祉課長                  | 副部会長 |
| 〃 障害福祉課審査係長                |      |
| 〃 障害福祉課援護係長                |      |
| 〃 障害福祉課相談係長                |      |
| 福祉部障害者施設課長                 |      |
| 〃 障害者施設課地域活動支援係長           |      |
| 〃 障害者施設課通所施設係長             |      |
| 〃 障害者施設課発達支援第一係長           |      |
| 健康部保健予防課長                  |      |
| 〃 保健予防課保健予防係長              |      |
| 子育て支援部子ども家庭支援課長            |      |
| 〃 子ども家庭支援課発達相談担当係長         |      |
| 区内指定特定相談支援事業所代表者（各法人から1名）  |      |
| 区内指定障害児相談支援事業所代表者（各法人から1名） |      |